

糸島市補助金設計書

所管課 危機管理課

補助金名称	糸島市交通安全協会補助金
区分	②奨励・支援的事業補助
該当例規等	なし

【長期総合計画体系】

基本目標3_みんなの命と暮らしを守るまちづくり

政策3_防犯・交通安全の推進

施策②_交通安全対策の強化

1 補助の目的

糸島市民が悲惨な交通事故の関係者とならないため、運転者や歩行者一人ひとりに基本的な交通ルールへの遵守と交通モラルマナーの向上を図るため、市の交通安全活動の中心団体である糸島市交通安全協会に対し補助金を支出し、当該団体の事業の展開をサポートする。

2 成果指標

指標① 交通事故発生件数(R3年度より減じる)【参考:令和2年度発生件数 240件】

目標値① 240 (単位) 件未満

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

糸島市交通安全協会が実施する市民防犯啓発活動(交通安全広報啓発活動、安全運転管理者講習、高齢者研修会、小中学校交通安全教室など)

【補助対象者】

糸島市交通安全協会

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

補助対象事業に直接要する費用(ただし、職員福利厚生費、賃借料など直接事業に関係のない経費は除く)

【補助対象外経費】

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 50 % 又は 分の

【補助限度額】 1,890,000 円

【積算根拠ほか】

補助対象経費の50%以内であるが、団体との協議により補助限度額である1,890,000円の補助を行う。

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 3 年度 まで